

インクルーシブの窓

令和7年9月 富山県教育委員会 教育みらい室 特別支援教育課



手話言語に思いをはせてみませんか？



毎年9月23日は、「手話言語の国際デー」・「手話の日」です。国内外において、手話に係る行事の開催や公共の建物等のブルーライトアップが行われました。

手話言語の国際デー：INTERNATIONAL DAY OF SIGN LANGUAGES

2017年12月に、国連総会で決議されました。手話言語が音声言語と対等な言語であることを認め、ろう者の人権を守ることが目的とされています。決議文には、「国連加盟国すべてにおいて手話言語についての理解を高める手段を講じることを促進する」とあります。なお、9月23日は1951年に世界ろう連盟が設立された日なのだそうです。

手話の日：SIGN LANGUAGE DAY

日本では、今年の6月25日に「手話に関する施策の推進に関する法律」（手話施策推進法）が公布され、同日施行されました。国・地方公共団体は、手話に関する施策を総合的に策定・実施する責務を有する（3条）ことや、9月23日を「手話の日」とすることなどが定められました。

<「手話施策推進法」基本的施策>

- ①手話を必要とするこどもの手話の習得の支援（6条）
- ②学校における手話による教育等（7条）
- ③大学等における配慮（8条）
- ④職場における環境の整備（9条）
- ⑤地域における生活環境の整備等（10条）
- ⑥その他の手話の習得の支援（11条）
- ⑦手話文化の保存・継承・発展（12条）
- ⑧国民の理解と関心の増進（13条）
- ⑨手話の日（14条）
- ⑩人材の確保等（15条）
- ⑪調査研究の推進等（16条）
- ⑫国際交流の推進（17条）
- ⑬手話を使用する者等の意見の反映（18条）



世界に存在する多様な言語の一つとして重要な役割をもつ手話言語に思いをはせ、“誰もが個性を活かし、力を発揮できる”共生社会の実現に向けて、私たちにもできる取組を進めていきましょう。

（※下線部：「第25回夏季デフリンピック競技大会 東京2025」の大会ビジョンより引用）